

美浜発電所3号機および高浜発電所1～4号機の
みなし運転期間延長認可報告書の提出

2025年8月5日
関西電力株式会社

当社は、電気事業法の改正※¹を踏まえ、美浜発電所3号機および高浜発電所1～4号機において、本日、みなし運転期間延長認可報告書を経済産業大臣へ提出しました。

美浜発電所3号機および高浜発電所1～4号機は、改正前の原子炉等規制法で、原子力規制委員会から運転期間延長認可※²を受けています。今般の電気事業法の改正により、同法の施行日から3ヶ月以内に本報告書を提出する必要があります。

本日提出した本報告書は、原子炉の使用目的、法令遵守態勢の整備その他事業遂行態勢の見直しおよび継続的改善に係る取組みなどについて取りまとめたものです。

当社は、今後も原子力発電所の安全性・信頼性の向上に努めてまいります。

※1 「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律」により、改正前の原子炉等規制法で運転期間延長の認可を受けているプラントは、施行日以降、改正電気事業法の運転期間に関する規制対象となる。これに伴い、施行日から3ヶ月以内に改正電気事業法に基づき「みなし運転期間延長認可報告書」を経済産業大臣へ提出しなければならない。（改正日：2023年6月7日、施行日：2025年6月6日）

※2 美浜発電所3号機 : 2016年11月16日
高浜発電所1、2号機 : 2016年 6月20日
高浜発電所3、4号機 : 2024年 5月29日

以 上